

DX・議会改革に関する特別委員会資料
令和5年3月1日
政策経営部デジタル戦略担当

「令和4年度 区のデジタル化の進捗状況等」について

「令和4年度 区のデジタル化に向けた取組方針」に基づき実施している区のデジタル化について、現時点における進捗状況等を下記のとおり報告します。

記

- 1 令和4年度 区のデジタル化の進捗状況等について
別紙のとおり

令和4年度 区のデジタル化の進捗状況等について

「令和4年度 第1回デジタル化推進本部」において決定した「令和4年度 区のデジタル化に向けた取組方針」に基づき実施している情報システムの標準化及びMaaS等を活用した新たな地域公共交通の充実について、以下のとおり報告する。

1 情報システムの標準化

区では、この間、国が進めるクラウドの活用を原則とした自治体情報システムの標準化に向けて、令和7年度（2025年度）を目途にシステム移行できるよう、国の動向等の情報収集や庁内検討組織による調整を図りながら、計画的に検討を進めてきたところである。こうした検討を踏まえ、この度、「住民情報系システム標準化移行方針」を策定した。今後、この方針に基づき、区における標準化の取組をより一層推進していくこととする。

○住民情報系システム標準化移行方針

別紙1-1及び1-2のとおり。

2 MaaS等を活用した新たな地域公共交通の充実

区では、杉並区デジタル化推進計画の「MaaS^{※1}等を活用した新たな地域公共交通の充実」において、MaaSやAI（人工知能）による配車、キャッシュレス決済などの様々なデジタル技術やビッグデータを活用し、より利便性の高い地域公共交通の実現に向けた調査・研究を行うこととしている。この計画に基づき、令和4年11月3日から13日までの間、荻窪駅から大田黒公園、（仮称）荻外荘公園、荻窪地域区民センター及び桃井第二小学校を周回するグリーンスローモビリティ^{※2}（以下「グリスロ」という。）の実証運行の中で、デジタル化の取組としてデータ連携プラットフォームを活用し、情報発信アプリによるMaaS実証実験を行った。

※1 MaaS：Mobility as a Serviceの略。ICT活用によるマイカー以外の移動をスムーズにつなぐ新たな「移動」の概念又は様々な移動サービスを1つに統合させた新たなモビリティサービスのことである。

※2 グリーンスローモビリティ：時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した移動サービスで、その車両も含めた総称。環境に優しい移動サービスとして全国各地で活用され、そのゆっくりと開放的な特性から乗客同士のコミュニケーションを生む効果も期待されている。

○MaaS実証実験の概要

- ・アプリの登録者に向けて、グリスロの運行情報の発信や、スタンプラリーの開催、ARカメラによる大田黒公園のライトアップ風景等を提供し、「移動と他サービスの一体的な提供」や「移動需要の創出」の検証を行った。

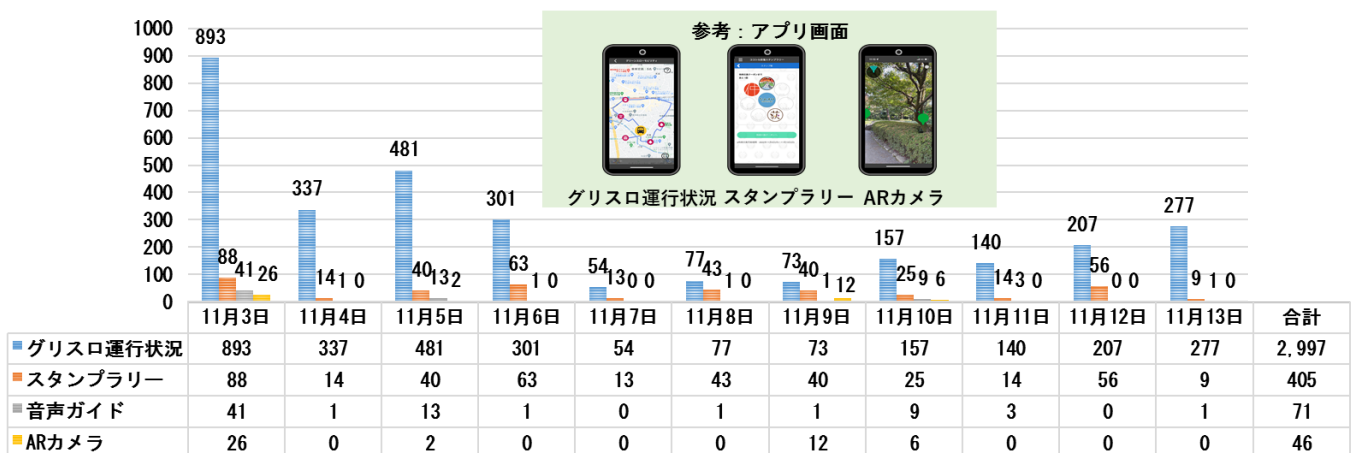
【実証実験のイメージ】



○MaaS実証実験の結果

- ・アプリには362人が登録し、アプリコンテンツは3,519回利用された。音声ガイドやARカメラの利用回数は少ない状況にあったが、グリスロの運行状況やスタンプラリーについては、一定程度の利用需要があることを確認した。このことから、引き続き周知方法の検討やニーズの把握を行いながら、取り組む必要があることを認識した。

【アプリの日別アプリコンテンツ利用回数】

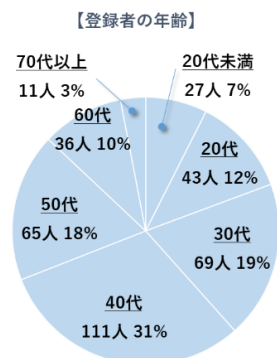


- ・アプリ登録者の状況から、概ねあらゆる世代で利用されることを確認した。
- ・スタンプラリーの利用による特典引換クーポン獲得者（4か所以上の対象施設の回遊者）が、アプリ登録者の約19%（スタンプ取得者の約46%）いることから、行動変容に資する施策としての効果が期待できることを確認した。

【アプリ登録者の年齢構成及びスタンプラリー利用状況】

■アプリ登録者の年齢構成

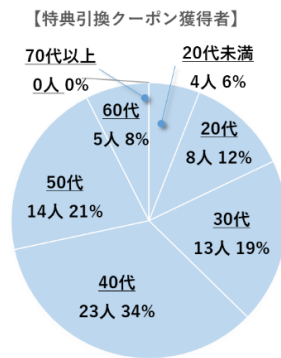
・アプリ登録者数：362人



■スタンプラリー利用状況

・スタンプ取得者数（1回以上）：147人 ※アプリ登録者のうちの約41%

・特典引換クーポン獲得者数：67人 ※アプリ登録者のうちの約19%



- ・整備工事中のため入園することができない（仮称）荻外荘公園についても、57人がスタンプを取得していることや、停留所以外の対象施設においても103人が取得していることから、スタンプラリーの実施によって回遊性向上の効果が見込めることを確認した。また、スタンプラリーの特典引換により、協力店（盆栽鉢ストア等）の認知度向上にもつながっており、MaaSの取組を通じた地域の魅力の発見や区民へのベネフィットを付与する新たな仕組みづくりの可能性など、まちづくり・地域振興への効果が期待できることを確認した。

【スタンプラリー対象施設別スタンプ取得数】

対象施設		11月3日	11月4日	11月5日	11月6日	11月7日	11月8日	11月9日	11月10日	11月11日	11月12日	11月13日	合計
グリスロ 停留所	荻窪駅西口	24	4	9	15	4	11	11	6	4	14	5	107
	大田黒公園	18	2	10	11	2	7	7	4	2	11	1	75
	（仮称）荻外荘公園※整備工事中	10	2	5	11	2	7	6	4	2	8	0	57
	荻窪地域区民センター	12	0	3	14	2	8	5	4	2	9	3	62
グリスロ 停留所以外	荻窪南口仲通り商店会	13	2	5	8	2	4	7	3	1	6	0	51
	荻窪南口大通り親交商店会	5	2	6	1	1	5	2	2	3	5	0	32
	角川庭園	6	2	2	3	0	0	2	2	0	3	0	20

- ・停留所毎の乗降者数や、経路毎の乗車数等が見える化したことで、今後の交通分野におけるEBPM^{※3}の可能性を確認した。

※3 EBPM：Evidence Based Policy Makingの略。根拠に基づく政策立案。

○今後の取組の方向性

- ・令和6年度の（仮称）荻外荘公園開園を見据えたグリスロの導入とともに、MaaSを活用して区民等の潜在的な移動需要や活動意欲を喚起し、公民連携のもと区内の地域活性化などの効果を見込むことができる事業モデルの構築を検討していく。
- ・今回の実証実験で確認した期待できる効果を踏まえ、各種交通施策におけるEBPMや更なるデータ利活用の検討・実証を継続し、アプリなどデジタルを活用したMaaSの住宅都市モデルの構築を検討していく。
- ・荻窪地域外など区内外への移動も含め、鉄道、バス、グリスロやシェアサイクル等の複数のモビリティの検索・予約・決済などを一元的に管理できる本格的なMaaSの実装に向けて、必要な機能や運用方法を検討していく。

住民情報系システム標準化移行方針

令和5年2月

杉並区

目次

はじめに	1
1 区の住民情報系システムの現状	2
2 国が示す標準化の意義・目的	4
(1) コスト削減・ベンダロックインの解消	4
(2) 行政サービス・住民の利便性の向上	4
(3) 行政運営の効率化	4
3 標準化の取組における区の基本的な考え方	5
(1) 国が定める期間内に標準化を行う	5
(2) BPR を実行し、カスタマイズのないシステムを目指す	5
(3) 安全かつ円滑な移行を実現する	5
(4) 原則ガバメントクラウドを利用する	6
4 調達範囲・調達単位	6
(1) 標準化対象業務	7
(2) 標準化対象外業務・標準化対象外機能	8
(3) 独自機能	10
(4) 共通機能	10
(5) ガバメントクラウド運用管理補助者	11
5 移行時期・方式	11
6 システム選定	12
(1) 選定方法	12
(2) 適合性確認	13
7 推進体制	14
(1) 推進体制組織図	14
(2) 各組織の役割	14
(3) PMO 支援業務委託事業者	14
8 スケジュール	15
9 本方針の改定	16
別添 用語集	17

はじめに

現在、我が国の住民生活に身近な行政サービスの多くは、自治体が担っている。今後、自治体は少子高齢化に伴う人口減少により労働力の供給に制約が生じ、我が国を取り巻く環境に不確実さが増す中においても、住民の健康で文化的な生活と地域経済を守るため、安定的かつ持続可能な形で、行政サービスを提供し続ける必要がある。そのためには、職員が、企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など、職員でなければできない業務に注力できる環境を作れるよう、制度や組織、業務の在り方等を変革していくことが求められている。

こうした中、行政サービスを支える自治体の住民情報系システムは、各自治体が個別に開発し、カスタマイズを行ってきた結果として、維持管理や制度改正時の改修等において、自治体の人的・財政的負担が大きく、情報システムの差異の調整が負担となっている。

そのため、国は「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「デジタル・ガバメント実行計画」を令和2年12月25日に閣議決定し、自治体の住民情報系システムの統一・標準化（以下「標準化」という。）に取り組むこととした。さらに国は、令和3年5月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）を成立させ、自治体に対して、標準化法に定める基準（以下「標準化基準」という。）¹を規定した標準仕様書²の内容に適合する業務システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用を義務付けるとともに、ガバメントクラウド³を利用することを努力義務とした。その標準化の推進に関する基本的な事項については、標準化法第5条第1項に基づき、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（以下「基本方針」という。）が策定され、令和4年10月7日に閣議決定がなされたところである。

杉並区（以下「区」という。）においては、令和3年7月に標準化に関する具体的な検討を行うため、「住民情報系システム標準化検討部会」及び「住民情報系システム標準化作業部会」を設置し、検討を積み重ね、令和3年度に「住民情報系システム標準化に向けた現時点での考え方について」として、標準化に向けた基本的な対応方針の整理を行った。

また、令和4年度を始期とする「杉並区デジタル化推進計画」においても、住民情報系システムの標準化を「行政内部のデジタル化による効率化の推進」の主な取組の一つとして掲げ、標準化の加速を図るよう位置付けている。

本方針は、これら国の動向や区での検討経過を踏まえ、標準化に向けた取組の方針を明確化することにより、区における標準化の取組をより一層推進させていくことを目的に策定したものである。

今後、本方針に基づき、移行工程や手順等を具体化した「移行計画書」を別途作成することとする。

¹ 標準化法第6条第1項に基づき定める基準（機能標準化基準）と標準化法第7条第1項に基づき定める基準（共通標準化基準）がある。

² 標準化基準で定める内容を盛り込んだ、各システムが提供する機能に関する要件の標準を規定した仕様書のこと。

³ デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第29条の規定に基づき、デジタル庁が政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから、別途定める要件を満たすクラウドサービス事業者（CSP）と契約を締結し、整備するクラウド環境をいう。

1 区の住民情報系システムの現状

区では、大小合わせて 50 以上の住民情報系システムが稼働しており、日々、区民サービスの提供を支えている。そのうち、図表 1-1 に示すとおり、情報管理課が管理・運用する住民記録システムや住民税システムなどの中央電子計算組織（以下「中央電算」という。）と、それ以外の各主管課が管理・運用する生活保護システムや戸籍事務処理システムなどの小型電子計算組織（以下「小型電算」という。）に大きく分類される。

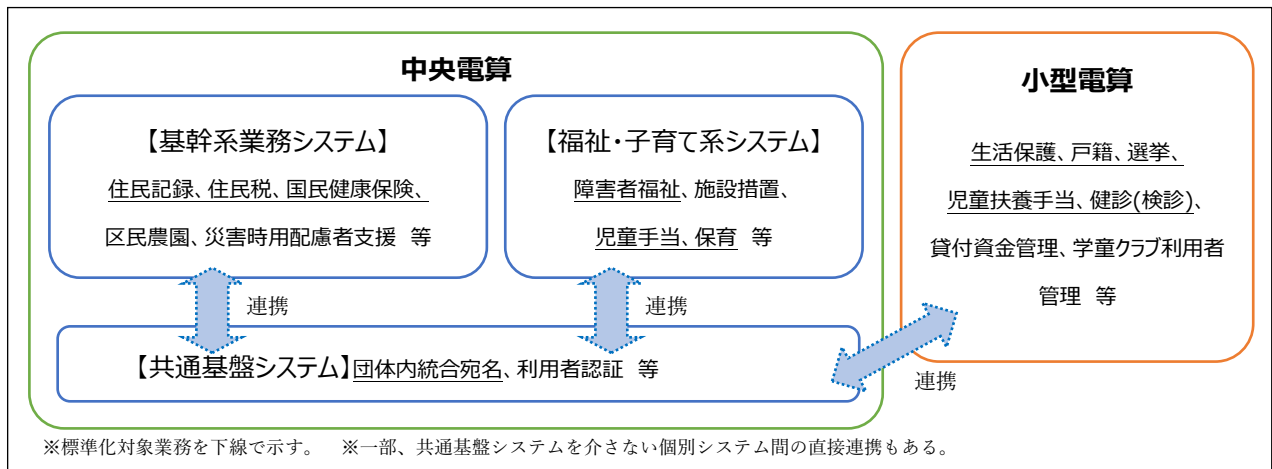
中央電算に該当するシステムは、図表 1-2 のとおりである。各システムは、導入時の調達単位により、基幹系業務システム、福祉・子育て系システム及び共通基盤システムに分類されており、いずれも異なる事業者が提供するパッケージシステムである。

小型電算は、各システムの特長や設置に至る経緯等により個別調達されており、以下①～④の形態が存在している。

- ① パッケージシステム（部分的にカスタマイズしたものを含む）を使用しているもの
- ② 区独自で開発した、パッケージ以外のシステムを使用しているもの
- ③ 表計算やデータベース用のソフトウェア等を使用した簡易なもの
- ④ 区以外の機関等が整備・運用するシステム（外部システム）を使用しているもの

そのうち、データ移行やシステム間の連携に係る調整等、標準化による影響が大きいと考えられる①及び②に該当するシステムは、図表 1-3 のとおりである。

図表 1-1 区の住民情報系システムの全体像



図表 1-2 中央電算一覧

No	システム名	主管課
1	住民記録システム	区民課
2	印鑑登録システム	区民課
3	証明書コンビニ交付システム	課税課、区民課
4	住民税システム	課税課、納税課
5	軽自動車税システム	課税課

No	システム名	主管課
6	滞納整理システム	課税課、納税課、国保年金課、介護保険課
7	区民農園システム	産業振興センター
8	災害時用配慮者支援システム	保健福祉部管理課、防災課
9	国民健康保険システム	国保年金課
10	後期高齢者医療システム	国保年金課
11	国民年金システム	国保年金課
12	障害者福祉システム	障害者施策課
13	老人福祉システム	高齢者施策課、高齢者在宅支援課
14	高齢者福祉サービスシステム	高齢者在宅支援課
15	施設措置システム	高齢者在宅支援課
16	介護保険システム	介護保険課
17	児童手当システム	子ども家庭部管理課
18	ひとり親家庭等医療費助成システム	子ども家庭部管理課
19	乳幼児及び義務教育就学児医療費助成システム ⁴	子ども家庭部管理課
20	保育システム	保育課
21	宛名管理システム	データ管理主管課共通
22	共通基盤システム（番号制度対応機能）	個人番号利用事務主管課共通
23	利用者認証（システム共通）	情報管理課

図表 1 - 3 小型電算一覧

No.	システム名	主管課
1	保育所入所選考システム	保育課
2	生活保護システム	杉並福祉事務所
3	生活保護レセプト管理システム	杉並福祉事務所
4	児童扶養手当システム	子ども家庭部管理課
5	障害福祉総合システム ⁵	障害者施策課、保健予防課、保健サービス課
6	戸籍事務処理システム	区民課
7	就学児童・生徒情報等管理システム	学務課
8	予防接種台帳管理	保健予防課
9	健診(検診)等データ管理システム	健康推進課、国保年金課
10	母子保健システム	子ども家庭部管理課、保健サービス課
11	選挙人名簿管理システム	選挙管理委員会事務局
12	在外選挙システム	選挙管理委員会事務局
13	私立幼稚園等保護者補助金算定システム	保育課

⁴ 令和5年度に医療費助成制度の対象が拡大するため、「子ども医療費助成システム」に変更する予定。

⁵ 障害者福祉業務のうち、中央電算で管理していない障害者手帳や自立支援等の業務に係るシステムを指す。

No.	システム名	主管課
14	中国残留邦人等支援給付システム	杉並福祉事務所
15	学童クラブ利用者管理・利用料徴収事務システム	児童青少年課
16	貸付資金管理システム	保健福祉部管理課、杉並福祉事務所、学務課
17	子ども家庭相談システム	子ども家庭部管理課
18	被災者生活再建支援システム	防災課、地域課、保健福祉部管理課、区政相談課

2 国が示す標準化の意義・目的

国は、先述した自治体の住民情報系システムに係る課題等を踏まえ、標準化の意義・目的を以下の3点としている。

(1) コスト削減・ベンダロックインの解消

ガバメントクラウドによるインフラの共同利用や、標準準拠システムの導入による各自治体での情報システムの個別開発を廃止することにより、人的・財政的な負担の軽減を目指す⁶。また、システムで管理するデータ項目や形式をはじめ、機能や様式・帳票などについて、国が標準を定めることにより、システム間のデータ移行の円滑化に繋がり、事業者の切替を容易にする。

(2) 行政サービス・住民の利便性の向上

システム調達等の業務に従事していた職員を、企画立案や住民への直接的なサービス提供など、職員でなければ真にできない業務に振り向け、行政サービスの向上に寄与する。また、標準化対象システムとマイナポータルによるぴったりサービス等との接続など、行政手続のオンライン化に寄与するシステム連携の要件が今後標準化され、エンドトゥエンドでのオンライン化が広く実現されれば、更に住民の利便性の向上に資することとなる。

(3) 行政運営の効率化

標準準拠システムの利用にあわせて業務フローを見直すことで、行政運営の効率化に資することが期待される。

⁶ 国は「デジタル・ガバメント実行計画」において、標準化・クラウド化の効果を踏まえ、地方公共団体の情報システムの運用経費等については、標準準拠システムへの移行完了予定後の令和8年度までに平成30年度比で少なくとも3割の削減を目指すとしている。

3 標準化の取組における区の基本的な考え方

区においては、国の示す標準化の意義・目的を念頭に置くとともに、区の現状等を踏まえ、以下の4点を標準化の取組における基本的な考え方と位置付けることとする。

なお、本書においては、標準準拠システムへの移行（アプリケーションの標準化）を「シフト」、ガバメントクラウド等稼働環境（インフラ）の変更を「リフト」と定義し、単に「移行」と表現する場合は、内容に応じてシフト・リフトのいずれか、または双方を指すこととする。

（1）国が定める期間内に標準化を行う

国は、令和5年度から令和7年度までを移行支援期間と位置付け、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行することを目指して自治体を支援することとしている。その支援のうち、移行等に要する経費に係る財政支援として、デジタル基盤改革支援補助金（以下「補助金」という。）が国から示されているが、令和7年度までにすべての標準化対象業務を標準準拠システムに移行する場合に限って補助の対象としているため、区としても標準化対象業務（18業務）の全てを令和7年度までに、標準化の対応を行うこととする。

なお、当該補助金の現時点における区への補助基準額（上限）は、令和7年度までの総額で494,100千円である。

（2）BPRを実行し、カスタマイズのないシステムを目指す

現行の業務フローが標準仕様書に適合していない場合、標準化の趣旨に鑑み、標準準拠システムに対してのカスタマイズは原則として行わず、BPR（業務改革）を行う必要がある。その上で、「デジタル3原則⁷」の考え方のもと、区民等サービス利用者の目線に立ち、デジタル処理を前提とした業務フローの構築を目指し、積極的に業務を見直していく。

業務フローを標準仕様書に適合するよう見直すことは、令和7年度の標準化対応後、ライフサイクルによるシステムの入替を行う際に、事業者間の競争環境が確保されることで、ベンダロックインによる費用の高止まりや契約形態の硬直化を回避し、移行経費等を抑えることができると考えられる。

また、国は、標準化基準に適合したデータを活用し、ガバメントクラウド上に全国で共用可能なシステムを構築することで、新しい行政需要へ迅速に対応することを目指している。区としても、標準化により、住民情報系システムのデータを活用した新たな区民サービスの迅速かつ柔軟な展開に寄与するよう、システムを構築していくこととする。

（3）安全かつ円滑な移行を実現する

住民情報系システムは区民生活に直結する大規模なシステムであり、それらを限られた期間の中で切り替える大きなプロジェクトとなることから、安全かつ円滑な移行を前提に、可能な限りリス

⁷ 手順やサービスが一貫してデジタルで完結する「デジタルファースト」、一度提出した情報は再度の提出を不要とする「ワンスオンリー」、複数の手順・サービスをワンストップで実現する「コネクテッド・ワンストップ」の3つの原則をいう。

クを最小化するための最善・最適な方法を選択することとする。また、移行に当たっては、国が示す「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書（以下「国の手順書」という。）」に基づき、主管課及び事業者と緊密に連携を取りながら、丁寧かつ慎重に進めることとする。

（４）原則ガバメントクラウドを利用する

国は、ガバメントクラウドを利用することを自治体の努力義務としており、標準準拠システムを利用するに当たっては、ガバメントクラウドの利用を第一に検討すべきであるとしている。

また、標準化対象外のシステムであっても、現状、標準化対象業務に係るシステムと同じパッケージで提供されているシステムや、標準準拠システムと連携を行うシステムなど、標準準拠システムと同じ環境に構築することが効率的であると自治体が判断するシステムについては、ガバメントクラウド上に構築することができるとしている⁸。

一方で、現時点において、国はガバメントクラウドの利用料に関する今後の見通しを明確にしておらず、自治体が現行システムで負担する運用経費に相当するものと位置付け、その利用に応じて自治体に負担を求めることも含め検討するとしている。

そのほか、基本方針において、性能面や経済合理性を比較衡量して総合的に優れていると判断する場合には、ガバメントクラウド以外のクラウド環境（以下「その他のクラウド」という。）についても利用することを妨げないとしており、性能・経済性比較の結果を公表し、継続してモニタリングすることやガバメントクラウド上の標準準拠システム等と必要なデータ連携を可能とすることを条件に、補助金の交付を認めるとしている⁹。

これらのことを踏まえ、具体的な検討においては、一時経費と運用経費のトータルコストを考慮する必要がある。一般的に、現行環境からガバメントクラウド等へリフトする場合、一時経費が発生することになるが、現行環境に残す場合においても、標準準拠システム等とのデータ連携に係る改修経費が必要となる。一方で、運用経費については、複数のクラウドやオンプレミス環境においてシステムを維持管理するよりも、1つの環境にまとめた方が効率的であり、維持管理にかかる労力や経費が削減できる。また、複数のクラウドを利用する場合、通信回線に係る経費は、その数だけ余分にかかることとなる。

そのため、構築環境については、原則ガバメントクラウドを利用することとしつつ、国から提供される利用料に関する情報に加え、トータルコストの検討結果や他自治体の動向、その他のクラウド提供事業者の対応方針等を総合的に判断して、決定していくこととする。

4 調達範囲・調達単位

標準化に当たっては、標準化対象業務に係るシステムに加え、共通機能やガバメントクラウド運用管理補助者についても調達を行う必要がある。現時点における調達単位の想定は、図表4-1のとおりである。

⁸ 基本方針「4.3.2 ガバメントクラウド上に構築することができるシステム」による。

⁹ 「デジタル基盤改革補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）事務処理要領」による。

図表4-1 現時点における調達単位の想定

調達単位	標準仕様書の業務・共通機能等	調達主体
①	住民記録、個人住民税、軽自動車税、介護保険、国民年金、後期高齢者医療、国民健康保険、印鑑登録、統合収滞納管理、共通機能（申請管理、EUC（一部））	情報管理課
②	障害者福祉（中央電算に係る業務のみ）、児童手当、子ども子育て支援 ^(※)	情報管理課
③	選挙人名簿、就学、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども子育て支援 ^(※) 、戸籍、戸籍の附票	各主管課
④	共通機能（庁内データ連携、住登外者宛名番号管理、団体内統合宛名管理、EUC（一部））、その他中央電算の共通機能（職員認証、職員ポータル、共通マスタ（全国住所辞書情報、金融機関情報等）、文字管理等）	情報管理課
⑤	ガバメントクラウド運用管理補助者	情報管理課

(※)「子ども子育て支援」業務は、標準仕様書でサブユニットが規定されていないため、システム調達に当たって今後調整が必要。

(1) 標準化対象業務

標準化法に定める20業務のうち、特別区では対象外業務である「固定資産税」及び「法人住民税」の2業務を除く18業務を標準化の対象業務とする。対象となるシステムについては、図表4-2のとおりである。

そのうち、中央電算については、複数業務を同一のパッケージシステムとして一体的に運用し、操作性の統一や円滑なデータ連携・データ共有を実現していることから、図表4-1で示した現行の「基幹系業務システム」（調達単位①）及び「福祉・子育て系業務システム」（調達単位②）の枠組みのまま一括で調達することを基本とする。ただし、現行同一パッケージにて提供されている標準化の対象外となるシステムについては、事業者の実装方針、スケジュール等を踏まえて、基本の調達単位から切り分けて対応する可能性がある。

小型電算については、各主管課により個別に調達されていることから、機器リースやアプリケーションの運用保守に係る契約期間が異なるため、現行と同様、業務システム単位での個別調達を基本とする。ただし、標準仕様書においてサブユニットが規定されていない業務¹⁰については、1つの標準化対象業務に複数の標準準拠システムを導入することが許容されていないため、複数のシステムをまとめ、移行先の事業者を一本化するなど、個別の状況を踏まえて、適切に判断していく。

¹⁰ 現時点で、「子ども子育て支援」業務における「保育システム」及び「私立幼稚園等保護者補助金算定システム」が該当する。

図表4-2 標準化対象業務に係る現行システム一覧

No.	工程区分	対象業務	標準仕様書 策定時期	区の該当するシステム		主管課
				中央電算	小型電算	
1	-	住民記録	R4年8月 第3.0版	総合行政システム(RKKCS)	-	区民課
2	第1 G	個人住民税	R4年8月 第2.0版	総合行政システム(RKKCS)	-	課税課、納税課
3		軽自動車税		総合行政システム(RKKCS)	-	課税課
4		介護保険		総合行政システム(RKKCS)	-	介護保険課
5		障害者福祉		MCWEL高齢障害システム(富士通Japan)	福祉総合システム「ふれあい」 (北日本コンピューター)	障害者施策課
6		就学		-	学齢簿システム(富士通Japan)	学務課
7	第2 G	選挙人名簿	R4年8月 第1.0版	-	選挙人名簿管理システム(行政システム) 在外投票システム(ムサン)	選挙管理委員会事務局
8		国民年金		総合行政システム(RKKCS)	-	国保年金課
9		後期高齢者医療		総合行政システム(RKKCS)	-	国保年金課
10		生活保護		-	LIPLAS(株式会社BCC) RezeptPlus(富士通Japan)	杉並福祉事務所
11				健康管理	-	母子保健 成人健診 予防接種 } WEL-MOTHER (日本コンピューター)
12		児童手当		MISALIO福祉子育てシステム(富士通Japan)	-	子ども家庭部管理課
13		児童扶養手当		-	R-stage(電算)	子ども家庭部管理課
14		子ども子育て支援		MISALIO福祉子育てシステム(富士通Japan)	ひつじ(日本システムブレーンズ)	保育課
15		国民健康保険		総合行政システム(RKKCS)	-	国保年金課
16		印鑑登録		R4年8月 第2.0版	総合行政システム(RKKCS)	-
17	戸籍	R4年8月 第1.0版	-	戸籍総合システムブックレス (富士フィルム)	区民課	
18	戸籍の附票		-		区民課	

(2) 標準化対象外業務・標準化対象外機能

国は、区における区民農園や高齢者福祉サービスなどの標準化対象外業務に加え、障害者福祉業務におけるタクシー券事業、介護保険業務における設備給付事業など、標準化対象業務であっても標準仕様書に明示的に標準化対象外としている施策に係る機能（以下「標準化対象外機能」という）に該当するシステムについては、標準準拠システムと連携する場合、原則として標準準拠システムとは別のシステムとして疎結合により構築することとしている。これら標準化対象業務及び標準化対象外機能に係るシステムについては、図表4-3のとおりである。

なお、標準準拠システムとそれ以外のシステムを同一のパッケージとして提供する場合、その最も適切な在り方を事業者と自治体が協議していくことを前提に、当分の間の経過措置として、事業者の責任において標準準拠システムとそれ以外のシステムとの連携等を行うことを可能としている。現行事業者において、同一パッケージシステムで提供されている標準化対象外の業務については、操作性やデータ連携等の観点から、標準化対象業務と同時に標準準拠システムと同じ環境へ移行することが望ましい。

ただし、限られた期間で安全かつ確実に移行する観点から、当面の間、現行パッケージに存置し、標準化対象業務が標準化対応パッケージへ移行した後、段階的に新たな環境へ移行していくものもあ

ると考えられる。したがって、事業者の実装予定と基本方針に示された国の考え方について、その関係性を整理した上で、関係者間で十分協議を行いながら、その在り方を検討していく。

また、業務を横断して収納管理及び滞納管理を行うためのシステム（以下「統合収滞納管理システム」という。）については、標準準拠システム以外のシステムに位置付けられている¹¹が、各業務が実装する個別収滞納管理機能に相当する機能については、標準仕様書に適合することを求めるとされており、統合収滞納管理システムをパッケージとして一体的に提供する場合も想定されている¹²ことから、標準化対象業務に準じた取扱いを行うこととし、事業者の対応方針を踏まえて、適切な実装を行うこととする。

図表 4 - 3 標準化対象外業務及び標準化対象外機能に係る現行システム一覧

No.	対象外業務（機能）	区分	該当するシステム	主管課
1	証明書コンビニ交付	中央電算	総合行政システム(RKKCS)	区民課、課税課
2	区民農園		総合行政システム(RKKCS)	産業振興センター
3	災害時要配慮者支援		総合行政システム(RKKCS)	保健福祉部管理課
4	老人福祉		MCWEL高齢障害システム(富士通Japan)	高齢者施策課
5	高齢者福祉サービス		MCWEL高齢障害システム(富士通Japan)	高齢者在宅支援課
6	施設措置		MCWEL高齢障害システム(富士通Japan)	高齢者在宅支援課
7	介護保険（設備給付）		MCWEL高齢障害システム(富士通Japan)	介護保険課
8	ひとり親家庭等医療費助成		MISALIO福祉子育てシステム(富士通Japan)	子ども家庭部管理課
9	児童育成手当		MISALIO福祉子育てシステム(富士通Japan)	子ども家庭部管理課
10	乳幼児及び義務教育就学児医療費助成		MISALIO福祉子育てシステム(富士通Japan)	子ども家庭部管理課
11	宛名管理		総合行政システム(RKKCS)	データ管理主管課共通
12	保育所入所選考	小型電算	Human Centric AI Zinrai(富士通Japan)	保育課
13	中国残留邦人等支援給付		LIPLAS(株式会社BCC)	杉並福祉事務所
14	学童クラブ利用者管理・利用料徴収事務		「こあらのランドセル」(日本システムブレーンズ)	児童青少年課
15	貸付資金管理		福祉総合システム「ふれあい」(北日本コンピューター)	杉並福祉事務所
16	子ども家庭相談		児童家庭相談システム (シャープマーケティングジャパン)	子ども家庭部管理課
17	被災者生活再建支援		被災者生活再建支援システム(NTT東日本)	地域課、防災課

※ 標準化対象外業務及び標準化対象外機能を中心に構成されるシステムを記載している。

※ 10「乳幼児及び義務教育就学児医療費助成」は、令和5年度に医療費助成制度の対象が拡大するため、「子ども医療費助成」に名称変更する予定。

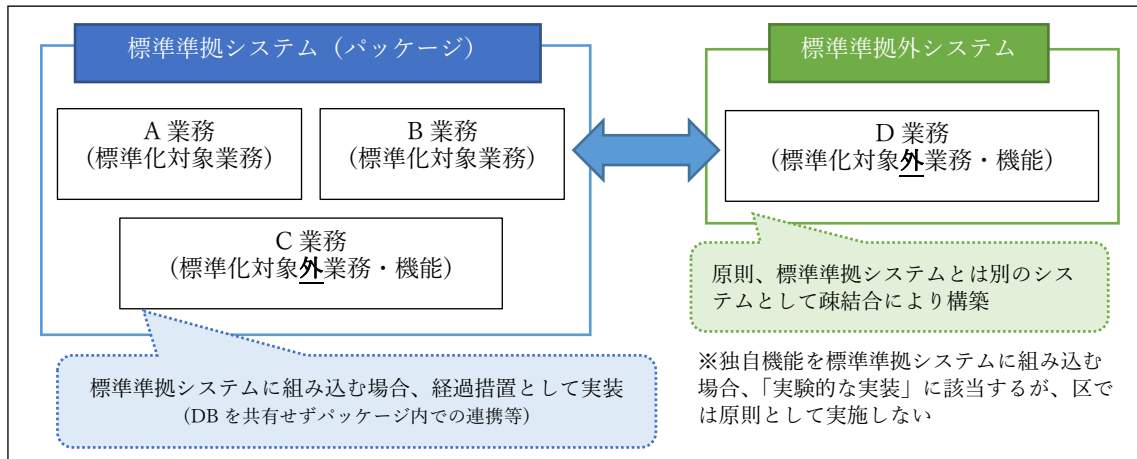
¹¹ 「標準仕様書間の横並び調整方針（以下「調整方針」という。）10 統合収滞納管理に関すること」参照。なお、令和4年12月にデジタル庁が公開した資料「統合収納管理・統合滞納管理の方針について」において、今後「共通機能」とすることが予告されているため、動向を注視する必要がある。

¹² 「調整方針」において、「統合収滞納管理システムを含めパッケージとして一体的に提供される標準準拠システムについては、当該パッケージの中で、当該統合収滞納管理システムをもって個別収滞納管理機能とみなすことができる」とされている。

(3) 独自機能

標準化対象業務において、標準仕様書の中で標準化対象外と明記されていないが、実装必須機能、標準オプション機能、実装不可機能のいずれにも位置付けられていない機能¹³（以下「独自機能」という。）については、原則実装不可とされている。例外的に、標準仕様書の作成・更新過程において取扱いを検討する間、実験的に実装（標準準拠システムと疎結合で構築）を行うことが認められるとされているが、実装内容を公表し、費用対効果の検討結果を他の自治体と共有すること等の条件が付されることから、区単独での「実験的な実装」は、原則行わないこととする。

図表4-4 標準化対象外業務等の実装イメージ



(4) 共通機能

複数の標準準拠システムにおいて共通して必要な機能のうち、図表4-5に示す「地方公共団体情報システム共通機能仕様書」（以下「共通機能仕様書」という。）が対象とする機能については、各業務の標準準拠システムと疎結合の形で別システムとして機能配置することが想定されているため、原則として各業務の標準準拠システムとは別に調達することとする。

ただし、機能によっては、業務との結びつきや実現性等を考慮し、業務システム側に構築することが合理的・効率的な場合も想定されるため、事業者の具体的な実装方針を踏まえて、機能ごとにその実装先を決定する。

また、中央電算については、共通機能仕様書の対象外となっているその他の共通機能のうち、現行において共通基盤システムで一体的に提供されている機能（職員認証、職員ポータル、共通マスタ（全国住所辞書情報、金融機関情報等）、文字管理等）についても、図表4-5に示す機能と同一の調達単位で行うことを基本とする。

なお、共通機能は全ての標準準拠システムが利用するだけでなく、標準準拠システム以外のシステムが利用することも想定されるため、先行して仕様検討を行い、他業務へ情報提供を行う必要がある。標準準拠システム以外のシステムについても、共通機能を利用することができるが、その際は、共通機能仕様書に規定される内容を踏まえ、情報管理課及び共通機能を提供する事業者と調整を行うこととする。

¹³ 帳票のソート順やフラグ管理等、機能要件の中で定義される、より詳細な機能を想定する。

図表 4 - 5 共通機能仕様書に定められた共通機能

機能名	機能概要
申請管理機能	申請者が自治体に対し申請手続等を行うマイナポータル等と標準準拠システムの間を連携する機能
庁内データ連携機能	標準準拠システムが、他の標準準拠システムにデータを送信又は他の標準準拠システムからデータを受信することを効率的かつ円滑に行う機能
住登外者宛名番号管理機能	庁内で管理する住登外者を一意に特定するための住登外者宛名番号を管理する機能
団体内統合宛名機能	団体内統合宛名番号を付番し、中間サーバと連携する機能
EUC 機能	職員自身が表計算ソフト等を用いて情報を活用するために住民情報系システムのデータを抽出、分析、加工、出力する機能

(5) ガバメントクラウド運用管理補助者

ガバメントクラウドの利用に当たり、「ガバメントクラウド運用管理補助委託契約」を締結し、自治体ごとに割り当てられたクラウドの利用可能範囲（以下「ガバメントクラウド個別領域」という。）に係る権限の一部又は全部を事業者（以下「ガバメントクラウド運用管理補助者」という。）に付与することで、その管理運用を委託できるとされている。

区においては、運用管理業務の負担等を考慮し、ガバメントクラウド運用管理補助者への委託を検討する。運用管理の確実性や手続きの簡素化も踏まえ、業務システムと同一の事業者がガバメントクラウド運用管理補助者を担うことも想定されるが、各システム事業者の動向等を踏まえて判断する。

なお、ガバメントクラウドの利用に当たっては、ガバメントクラウド運用管理補助者が、複数の自治体から付与された権限をもとに運用管理を行う「ガバメントクラウド共同利用方式」と、自治体が自ら直営で運用管理を行う「ガバメントクラウド単独利用方式」があり、前者については、ガバメントクラウド運用管理補助者への委託が前提となる。

ガバメントクラウド共同利用方式若しくはガバメントクラウド単独利用方式のいずれか、又は両方を合わせた方式により利用できるとされているが、標準準拠システム等の効率的な運用の観点から、国はガバメントクラウド共同利用方式を選択することを推奨している。

区における利用方式の決定に当たっては、個別システムの状況や事業者の対応方針を踏まえて検討・調整を行う必要があるため、詳細については今後決定することとする。

5 移行時期・方式

中央電算の標準化対象業務については、現行の住民情報系システムが稼働して間もないことや、移行に向けた準備作業に十分な期間を確保する必要があることなどを踏まえ、基本的に令和 7 年 12 月末から令和 8 年 1 月にかけての年末年始（閉庁期間）に移行する。

小型電算についても、中央電算と同じタイミングで移行することが望ましいが、現行システム機器のリース期間や OS のサポート期限等も考慮し、個別に最適な移行時期を定めていく。その中で、システ

ム間の連携について、関連するシステム同士での調整が必要になるため、可能な限り複数のシステムが同じタイミングで、かつリフトとシフトを同時に行うことを目指す。ただし、安全な移行を第一とし、方法や時期については各主管課及び事業者と十分協議した上で、令和5年度に行う次年度の予算要求時期までに検討する。

なお、現時点において、ガバメントクラウドについては、令和6年度後半から利用できるよう、令和5年度中に当該クラウドと庁内ネットワークの接続に向けた調査・課題検討等、環境整備を進めた上で、令和6年度上半期にはデジタル庁と「ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託契約」の締結を目指す。また、令和6年度後半からはガバメントクラウド上で、新システムの環境設定や移行準備等が行えるよう、準備を進める。

○令和6年度上半期に必要な作業（想定）

- ① デジタル庁と「ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託契約」を締結
- ② ガバメントクラウドと庁内ネットワークを接続
- ③ ガバメントクラウド運用管理補助者と「ガバメントクラウド運用管理補助委託契約」を締結
- ④ ガバメントクラウド個別領域の環境設計と構築

6 システム選定

（1）選定方法

システムの選定方法は、基本的にシステム事業者の切替を行わずバージョンアップする方法（国の手順書における「Bパターン」、以下同じ。）を採用する。国は、事業者切替を前提にRFP等を実施する方法（同「Aパターン」、以下同じ。）を併せて示しているところだが、現行事業者が標準化対応を行わない一部のシステムを除き、以下の理由からBパターンによる移行を行うものとする。

第一に、区は、令和3年1月に実施した住民情報系システムの再構築に当たり、2年以上かけてデータの整理（クレンジング）や仕様の調査分析を行い、業務フローの見直しやシステムの構成等を含めて慎重に検討し、プロポーザルによって現行事業者選定をしたところである。この間、基本的にシステムを利用する業務フローが大きく変化していない状況において、事業者切替により再度、新旧システムの分析・調整に時間や費用を要することは合理的でなく、事業者間で発生する調整により、移行に係るリスクが高まることも考えられる。

第二に、今回の標準化は、現行業務や現行システムを国の定める標準仕様書に合わせる取組であり、現行のシステム事業者は、標準化対象外の事務や区の独自施策、カスタマイズしている機能等、区の業務やシステムを熟知しているため、標準仕様書との差異（Gap）を漏れなく抽出し、実状を踏まえた適切な対応方法の提案が可能である。

第三に、標準化の取組は、令和7年度末までの限られた期間に、全国の自治体が一斉にシステム調達・切替を行うため、事業者のリソース不足が大きな課題となっている。令和4年11月に区が実施した「事業者意向調査」においても、標準化に対応したパッケージシステムの提供を予定していて、現行区と受託関係のない事業者12社のうち、区への新規受託が可能としたのは就学業務で1社のみであったが、それ以外は全て新規受託が不可であると回答している。確実に移行するためには、Bパターンでの移行を前提とし、早期に事業者のリソースを確保しておく必要がある。

第四に、Aパターンにより、これまで受託関係のない新規事業者とシステム構築を進めるとしても、工期やリソース不足、円滑なシステム移行の観点から、標準化対応前のパッケージに乗り換えた後、標準準拠パッケージへの移行を行う「2段階移行」が条件になることも想定される¹⁴。この場合、データ移行結果の確認、運用テストや各種設定の検証作業、操作研修等、職員負担が極めて大きいだけでなく、1回目の移行に係る経費は補助金の対象外であると示されており、財政面でも負担が大きく、現行事業者が標準化対応できないなど、真にやむを得ない場合に限るものとする。

(2) 適合性確認

機能標準化基準の適合性の確認については、標準準拠システムを利用する自治体が一義的に責任を有するとされている。標準準拠システムは、実装必須機能及び標準オプション機能を実装し、それら以外の機能を実装してはならないことから、標準準拠システムを利用する前に、それらの機能が実装されていること及びそれらの機能以外が実装されていないことを確認する。

共通標準化基準のそれぞれの構成要素における適合性の確認については、次のとおりとする。

- ① データ要件・連携要件に関する標準化基準の適合確認は、デジタル庁が提供するツールを使って実施する
- ② 非機能要件の標準については、S L A¹⁵その他受注者との取決めの項目として明示することで適合性を担保する
- ③ 共通機能の標準の適合性確認については、機能標準化基準の方法に準ずる

¹⁴ 現行ベンダが標準化対応しない業務システムについて、他業務において現在区と受託関係にあるベンダ2社に受託可否を確認したところ、いずれも「2段階移行」が条件であるとの回答であった。

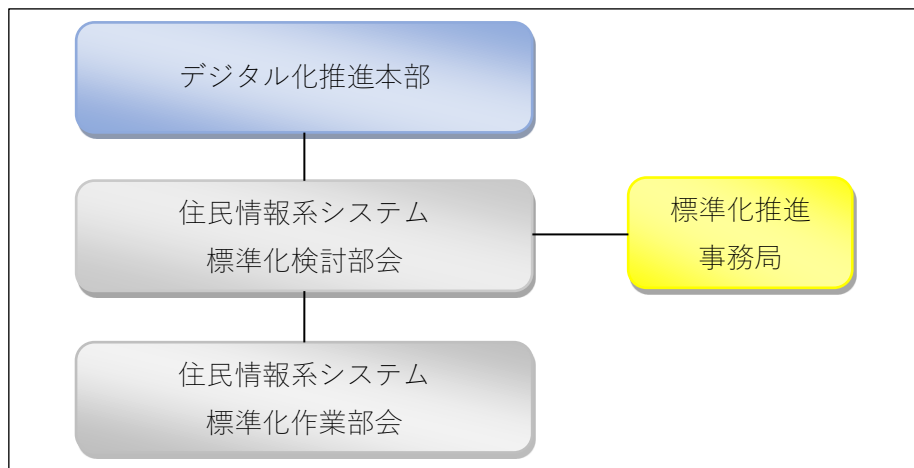
¹⁵ Service Level Agreement の略。「サービス品質保証」または「サービスレベル合意書」と呼ばれる、通信サービスやクラウドサービス等の提供を受ける際、そのサービス内容、責任範囲を明確かつ具体的に規定しておくことで、品質を正確に評価・管理できる。

7 推進体制

(1) 推進体制組織図

標準化の推進は、図表7-1の組織体制により行う。

図表7-1 標準化推進体制図



(2) 各組織の役割

標準化に関する各組織の役割は、図表7-2のとおりである。

図表7-2 推進体制の役割

組織名	役割
デジタル化推進本部	標準化の推進に係る最終的な審議、決定を行う。
住民情報系システム標準化推進部会	標準化の推進に係る全体的な検討、整理、調整を行う。
標準化推進事務局	標準化全体のプロジェクト管理を行う。主管課及び委託業者間の調整を行い、プロジェクト全体の円滑な推進を図る。
住民情報系システム標準化作業部会	標準化の推進に係る検討、整理、調整を行う。また、各主管課間の連携、調整、情報提供等を行う。

(3) PMO 支援業務委託事業者

標準化推進事務局である情報管理課が PMO (Project Management Office)¹⁶担当部署として、全体の計画管理や各主管課及び事業者間の連携・調整等、推進責任者としての役割を担う。一方で、標準化に関係する主管課及び事業者は多岐に渡り、限られた期間に標準化を完了させるためには、専門的な知見をもとに構築作業を進めていく必要があると見込まれる。そのため、状況に応じて、情報システムの調達や構築、運用、管理等に関する専門知識と経験を有し、これらの支援に係るサービスを提供する事業者（以下「PMO 支援業務委託事業者」という。）による支援・協力を受けて進めていくことも検討する。

¹⁶ 組織内における個々のプロジェクトマネジメントの支援を横断的に行う部門のこと。

8 スケジュール

国の手順書や自治体に対して行う進捗管理の項目等を踏まえ、図表8-1に示すスケジュールにより作業を進める。当面は、区が作成した「比較分析手順書」（4杉並第19126号）に基づき、各主管課と事業者において、比較分析（Fit&Gap）作業を並行して進めるとともに、移行計画の具体化や調達に当たって必要な情報を収集するため、各事業者へ情報提供依頼（RFI）を実施する。

なお、スケジュールは、国から示される情報や事業者の動向等により、変更する可能性がある。

図表8-1 今後の主なスケジュール

予定時期	作業内容
令和5年2月	補助金申請（令和5年度分）
令和5年2月	RFIの実施
令和5年4月	移行計画書の作成
令和5年4月～6月	RFIの結果分析
令和5年5月～8月	事業者と主管課の比較分析結果の突合作業
令和5年8月～9月	移行計画書の詳細化
令和5年8月～翌年6月	各業務システムの詳細機能説明（基幹系業務システム）
令和5年9月～10月	次年度予算要求（債務負担行為の設定）
令和6年2月～3月	ガバメントクラウド運用管理補助者の選定
令和6年2月～3月	補助金申請（令和6年度分）
令和6年4月～5月	デジタル庁とガバメントクラウドの利用権付与等に係る契約締結
令和6年4月～5月	ガバメントクラウド運用管理補助者と契約締結
令和6年4月～5月	各業務のシステム開発事業者と契約締結
令和6年4月～9月	文字同定結果・文字変換方針の合意
令和6年5月～	ガバメントクラウドとの接続、個別領域の環境設定
令和6年6月～	特定個人情報保護評価（PIA）の実施 ¹⁷
令和6年9月～	各業務システムの運用・機能確認（適合性確認等）
令和6年11月～	各業務システムのデータ移行・各種設定
令和7年4月～	各業務システムのテスト・研修
令和7年5月～	条例・規則等改正
令和7年9月～	次期システムに合わせた既存環境の設定変更（端末整備等）
令和8年1月	標準準拠システム稼働開始

¹⁷ 国の手順書は、「原則、特定個人情報ファイルを保有する前又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前に実施するものとされているところ、システム開発を伴う場合は、プログラミング開始前の適切な時期に評価を実施又は再実施する必要がある。パッケージシステムをノンカスタマイズで利用する場合は、システム等を稼働させるサーバ等へのパラメータ設定等の適用が行われることにより、サーバ等に直接的に変更を加えることになるため、プログラミングに相当するものとして、システムへの適用を実施する前までに評価を実施する必要がある。」としている。

9 本方針の改定

本方針は、国の方針やガバメントクラウド先行事業の検証結果、または RFI の結果等により、今後必要に応じて改定する。また、移行工程や手順の詳細等については、別途作成する移行計画書の作成及び検討の段階において、具体化を図る。

別添 用語集

【ASP】

Application Service Provider の略。インターネット上でアプリケーションを提供するサービス事業者のこと。標準化の文脈においては、地方公共団体が標準準拠システム等を利用するために、業務アプリケーション等の構築、提供、運用保守等の提供を受ける一切の事業者のことをいう。

【BPR】

Business Process Reengineering の略。「業務改革」とも呼ばれ、業務のプロセス全体について、詳細に分析・評価・改善をことにより、抜本的な効率化と利便性向上の双方を実現すること。

【CSP】

Cloud Service Provider の略。クラウドサービスを提供する事業者のこと。標準化においては、ガバメントクラウドとして利用するために、デジタル庁がクラウドサービス等の提供を受ける契約を締結した事業者のことをいう。

【PMO】

組織内における個々のプロジェクトマネジメントの支援を横断的に行う部門や構造システムのこと。

【RFI】

Request For Information の略。情報システムの導入や業務委託を行うに当たり、発注先候補の業者に情報提供を依頼すること。調達条件などを決定するために必要な情報を集めるために発行するもので、一般的にはこれを基に RFP を作成し、具体的な機能要件の提案業者に求めて発注先の選定に移る。

【RFP】

Request For Proposal の略。情報システムの導入や業務委託を行うに当たり、発注先候補の業者に具体的な提案を依頼する文書。必要なシステムの概要や構成要件、調達条件が記述されている。

【SLA】

Service Level Agreement の略。「サービス品質保証」または「サービスレベル合意書」と呼ばれ、通信サービスやクラウドサービス等の提供を受ける際、そのサービス内容、責任範囲を明確かつ具体的に規定しておくことで、品質を正確に評価・管理できる。

【カスタマイズ】

自治体等の業務に合わせて、システム提供事業者がパッケージシステムの機能へ追加・変更・削除を行うこと。カスタマイズしていないものは、ノンカスタマイズと呼ぶ。

【ガバメントクラウド】

国や地方の行政機関等が共同で利用するクラウド基盤のこと。デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第29条の規定に基づき、デジタル庁が政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから、別途定める要件を満たすクラウドサービス事業者（CSP）と契約を締結し整備する。

【ガバメントクラウド運用管理補助者】

自治体がガバメントクラウド個別領域利用権限の一部又は全部を付与し、クラウドサービス等の運用管理の補助を委託する事業者のこと。

【ガバメントクラウド個別領域】

デジタル庁が CSP から一括して提供を受けたガバメントクラウドのクラウドサービス等のうち、それぞれの地方公共団体が利用できる範囲のこと。

【関連システム】

標準準拠システムと業務データの API 連携等を行うシステムその他、標準準拠システムと同じくガバメントクラウドに構築することが効率的であると地方公共団体が判断するシステムのこと。

【クラウド】

クラウドコンピューティングを指す。情報システムを外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用すること。

【サブユニット】

各業務の標準仕様書において、1つの業務を細分化し、その一部分を1システムとみなすことで分割調達を可能とする場合に設定される単位のこと。

【実装必須機能】

標準準拠システムにおいて、実装しなければならない機能のこと。

【実装不可機能】

標準準拠システムにおいて、実装してはならない機能。該当機能が実装されている場合、標準仕様準拠しているとはいえない。

【シフト】

標準化において、現行システムを標準準拠システムへ切替える（アプリケーションを標準化する）こと。

【独自機能】

標準化の対象外と明記されていないが、標準仕様書に位置付けられていない機能のこと。原則として実装不可であるが、当該機能の取扱は、標準仕様書の作成・更新過程において検討するとされている。

【パッケージシステム】

特定の市区町村の業務内容、運用を対象に開発したものではなく、業務に共通して必要な機能を汎用品（既製品）として販売されているシステムのこと。逆に、既存のソフトウェア製品を利用せず、新規に開発を行うことを「スクラッチ開発」という。

【比較分析（Fit&Gap）】

パッケージシステムの導入に当たって、システムの機能と利用者の業務要件との差異を明らかにし、その結果について分析を行うこと。標準化に当たっては、業務を標準仕様に合わせていくという視点で実施する必要がある。

【標準オプション機能】

標準準拠システムにおいて、実装してもしなくても良い機能。実装するかは事業者の販売戦略であり、どの事業者の標準準拠システムを選択するかは、自治体の判断とされている。

【標準化】

標準化法が定める、標準化基準に適合する業務システム（標準準拠システム）の導入とガバメントクラウドの利用を基本とした、自治体の住民情報系システムにおける取組のこと。基本的な事項については、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（基本方針）に定められている。

【標準仕様書】

標準化法第6条第1項に基づき定める基準（機能標準化基準）で定める内容を盛り込んだ、各システムが提供する機能に関する要件の標準を規定した仕様書のこと。機能標準化基準が規定する機能の要件には、(1)実装必須機能、(2)標準オプション機能、(3)実装不可機能があり、機能要件の標準、画面要件及び帳票要件の標準から構成される。その他、標準化法第7条第1項に基づき定める基準（共通標準化基準）に係る仕様書においては、データ要件・連携要件の標準、サイバーセキュリティ及びガバメントクラウドに関する事項並びに共通機能の標準について規定されている。

【ベンダロックイン】

特定事業者の技術に依存した製品・サービス等を採用したことにより、他事業者への切替が困難になること。競争原理が働きにくく、費用の高止まりや契約形態の硬直化などの問題が生じる。

【マイナポータル】

子育てや介護など、行政手続のオンライン窓口としての機能を有した、デジタル庁が提供するウェブサイトのこと。オンライン申請のほか、行政機関等が保有する国民自身の情報の確認や、行政機関等からのお知らせ通知の受信などのサービスが利用できる。

【リフト】

標準化において、業務システムの稼働環境をガバメントクラウド等へ移行すること。

1 区の住民情報系システムの現状

No.	対象業務	区の該当するシステム		主管課
		中央電算	小型電算	
1	住民記録	総合行政システム(RKKCS)	-	区民課
2	個人住民税	総合行政システム(RKKCS)	-	課税課、納税課
3	軽自動車税	総合行政システム(RKKCS)	-	課税課
4	介護保険	総合行政システム(RKKCS)	-	介護保険課
5	障害者福祉	MCWEL高齢障害システム(富士通Japan)	福祉総合システム「ふれあい」 (北日本コンピューター)	障害者施策課
6	就学	-	学齢簿システム(富士通Japan)	学務課
7	選挙人名簿	-	選挙人名簿管理システム(行政システム) 在外投票システム(ムサシ)	選挙管理委員会事務局
8	国民年金	総合行政システム(RKKCS)	-	国保年金課
9	後期高齢者医療	総合行政システム(RKKCS)	-	国保年金課
10	生活保護	-	LIPLAS(株式会社BCC) RezeptPlus(富士通Japan)	杉並福祉事務所
11	健康管理	-	母子保健 成人健診 予防接種 } WEL-MOTHER (日本コンピューター)	子ども家庭部管理課 健康推進課 保健予防課
12	児童手当	MISALIO福祉子育てシステム(富士通Japan)	-	子ども家庭部管理課
13	児童扶養手当	-	R-stage(電算)	子ども家庭部管理課
14	子ども子育て支援	MISALIO福祉子育てシステム(富士通Japan)	ひつじ(日本システムブレーズ)	保育課
15	国民健康保険	総合行政システム(RKKCS)	-	国保年金課
16	印鑑登録	総合行政システム(RKKCS)	-	区民課
17	戸籍	-	戸籍総合システムブックレス (富士フィルム)	区民課
18	戸籍の附票	-		区民課

※標準化対象外の住民情報系システム：(中央電算)区民農園、高齢者福祉サービスなど11システム (小型電算)貸付資金管理、被災者生活再建支援など6システム

2 国が示す標準化の意義・目的

- (1) コスト削減・ベンダロックインの解消
- (2) 行政サービス・住民の利便性の向上
- (3) 行政運営の効率化

3 標準化の取組における区の基本的な考え方

- (1) 国が定める期間内に標準化を行う
 - ・国はR7年度を移行目標時期と設定
 - ・区は**標準化対象18業務を R8年1月までに完了**

- (2) BPRを実行し、カスタマイズのないシステムを目指す
 - ・デジタル処理を前提とした業務フローの構築
 - ・**現行業務フローのBPR(業務改革)を前提**

- (3) 安全かつ円滑な移行を実現する
 - ・「標準化・共通化に係る手順書」に基づき、**主管課及びベンダと連携しながら進める**

- (4) 原則ガバメントクラウドを利用する
 - ・標準化対象業務システムは**ガバメントクラウドの利用を原則**
 - ・関連システムも**ガバメントクラウドの利用を検討**

4 調達範囲・調達単位

- 中央電算
原則、現行の枠組みで調達

- 小型電算
システムごとの調達を基本

※一部の小型については、仕様書に従い、複数のシステムを統合する等、個別状況を踏まえて判断

5 移行時期・方式

- 中央電算
R7.12末～R8.1

※ガバメントクラウドについては、R6年度後半からの利用開始を目指す

- 小型電算
中央電算と同じタイミング
ただし、**個別状況を踏まえ最適な時期を定める。**

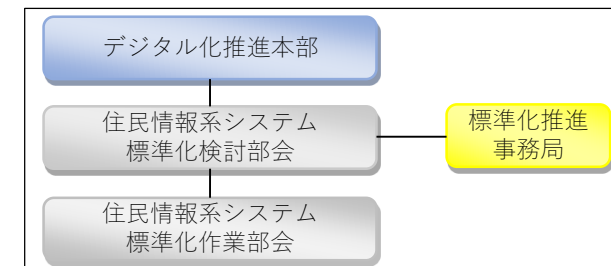
6 システム選定

・**現行システムのバージョンアップを行う方法（Bパターン）**による移行を前提

- ベンダ切替は、新旧システムの分析に時間・費用を要し、ベンダ間の調整が発生することで、移行に係るリスクが高まる
- 現行ベンダは、区の業務やシステムを熟知しており、仕様書との差異を漏れなく抽出し、適切な対応方法の提案が可能
- 限られた期間に、全国の自治体が一斉にシステム調達・切替を行うため、ベンダのリソース不足が大きな課題

7 推進体制

- ・現行の体制を基本
- ・状況に応じて知見を有する事業者へ委託し支援・協力を受けることも検討



8 スケジュール (主なもの)

令和5年2月	RFIの実施
令和5年4月	移行計画書の作成
令和5年5月～8月	事業者と主管課の比較分析結果の突合作業
令和6年2月～3月	ガバメントクラウド運用管理補助者の選定
令和6年4月～5月	デジタル庁とガバメントクラウドの利用権付与等に係る契約の締結
令和6年4月～5月	各業務のシステム開発事業者と契約締結
令和6年4月～9月	文字同定結果・文字変換方針の合意
令和6年5月～	ガバメントクラウドとの接続、個別領域の環境設定
令和6年6月～	特定個人情報保護評価 (PIA) の実施
令和6年9月～	各業務システムの運用・機能確認 (適合性確認等)
令和6年11月～	各業務システムのデータ移行・各種設定
令和7年4月～	各業務システムのテスト・研修
令和7年5月～	条例・規則等改正
令和8年1月	標準準拠システム稼働開始